

選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人KNC広瀬財団(以下「当財団」という)が定款第3条及び第4条に基づき実施する奨学金給付に係る奨学生の選考について、その手続及び体制等を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当財団が指定する日本国内の教育機関(以下「指定校」という)における一次選考及び当財団が設置する選考委員会による二次選考からなる二段階選考に基づく奨学生選考に適用する。

(指定校の選定及び変更)

第3条 指定校の選定は、日本国内の教育機関を対象とし、当該年度の新規採用予定数を考慮の上、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、理事会の決議により行うものとする。

- (1) 理系分野における教育・研究体制が整備されていること
 - (2) 当財団の支援対象とする学生層が一定数在籍していること
 - (3) 地域社会において高い教育的評価及び社会的信頼を得ていること
 - (4) 進学率、修了率、就職先等の進路状況が健全であること
 - (5) 公正な選考が可能な仕組・体制が用意されていること
- 2 推薦枠は、特定の学校に偏ることのないよう、適切に分散・配分するものとする。
- 3 指定校は、必要に応じて、理事会で見直しを行うものとする。

(募集の周知)

第4条 指定校の教務・学生支援部門を通じて、学内ポータルサイトや掲示板その他適切な手段を用いて、対象学生へ広く周知をお願いするものとする。

- 2 当財団ホームページにおいても募集要項及び指定校名を公表し、広く情報提供を行う。

(一次選考 指定校)

第5条 指定校に対しては、奨学生の推薦依頼に際し、下記の事項についてご協力をお願いするものとする。

- (1) 奨学生の募集にあたっては、学内ポータルサイト、掲示板その他適切な手段を用いて、対象となる学生に広く周知いただくようお願いすること
- (2) 別に定める「選考基準」に基づき、学内において公正な選考を経て適格と認められる候補者の推薦をお願いすること
- (3) 選出された候補者については、所定の推薦書を作成の上、当財団にご提出いただくようお願いすること

(二次選考 当財団選考委員会)

第6条 指定校から推薦された候補者については、当財団が設置する選考委員会において審査を行い、その採否を決定する。当該選考委員会の構成及び運営に関する事項は、別に定める「選考委員会規程」によるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 選考において取り扱う個人情報は、別に定める「個人情報取扱規程」に従い、適正に管理するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

(施行・改定履歴)

区分	施行日
制定	2025年(令和7年)6月4日
改定	2025年(令和7年)7月23日
公益認定による 法人名変更	2025年(令和7年)9月16日